

共生型自立訓練(機能訓練)運営規程

医療法人財団恵仁会

通所リハビリテーション ウィステリア

（事業の目的）

第1条 医療法人財団恵仁会が設置する通所リハビリテーション ウィステリア(以下「事業所」という。)が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号。以下「法」という。)に規定する共生型自立訓練(機能訓練)(以下「機能訓練」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた利用者に対し、適正な機能訓練を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、機能訓練の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者に対して、一定期間にわたり身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

2 事業所の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。

3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)及び富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年富山県条例第74号)その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名称 通所リハビリテーション ウィステリア
- （2） 所在地 富山県中新川郡立山町大石原254番地
- （3） 定員 45名

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	職 務 内 容	員 数
管 理 者	従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。	常勤 1名
生活支援員	利用者の生活の向上を図るために適切な相談・援助を行う。	常勤 1名以上
理学療法士	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。	常勤 1名以上

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- （1） 営業日 月曜日 ～ 土曜日（除：8月15日、12月30日～1月3日）
- （2） 営業時間 8：00 ～ 17：00
- （3） サービス提供時間 9：00 ～ 16：00

（機能訓練の内容）

第6条 事業所が提供するサービスの内容は、次のとおりとする。

- （1） 個別支援計画の作成
- （2） 食事の提供
- （3） 入浴又は清拭
- （4） 身体等の介護
- （5） 理学療法（平行棒、レッドコード等）や作業療法等の身体機能のリハビリテーション及びコミュニ

ケーションや家事等の訓練

- (6) 生活相談
- (7) 健康管理
- (8) 訪問による機能訓練(生活リハビリ全般)
- (9) 地域生活への移行のための支援
- (10) 送迎サービス
- (11) 前各号に掲げるもののほか、日常生活上必要な支援

(食事)

第 7 条 事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得る。

2 事業所は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行う。

3 調理はあらかじめ作成された献立に従って行う。

4 事業所は、食事の提供を行う場合であって、事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努める。

(個別支援計画の作成等)

第 8 条 個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をする。

2 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行う。この場合、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得る。

3 アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、

総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成する。この場合において、事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努める。

- 4 個別支援計画の作成に係る会議を開催し、前項に規定する個別支援計画の原案の内容について意見を求める。
- 5 第3項に規定する個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。
- 6 個別支援計画を作成した際には、個別支援計画を利用者、**および、指定特定相談支援事業者等**に交付する。
- 7 個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも3月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。
- 8 モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 9 第1項から第6項までの規定は、第7項に規定する個別支援計画の変更について準用する。

（内容及び手続の説明及び同意）

第9条 事業所は、支給決定を受けた障害者がサービスの利用の申込みを行ったときは、利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得る。

- 2 事業所は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害特性に応じた適切な配慮をする。

（受給資格の確認）

第 10 条 事業所は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめる。

（支給申請に係る援助）

第 11 条 事業所は、当事業所が行う共生型障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 事業所は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行う。

（契約支給量の報告等）

第 12 条 事業所は、サービスを提供するときは、サービスの内容、利用者に提供することを契約したサービスの量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を利用者の受給者証に記載する。

2 前項の契約支給量の総量は、その利用者の支給量を超えないものとする。

3 事業所は、サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告する。

4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

（提供拒否の禁止）

第 13 条 事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒まないものとする。

（サービス提供困難時の対応）

第 14 条 事業所は、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービス

を提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の障害福祉サービス事業所等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講ずる。

（利用者負担額等の受領）

第 15 条 事業所は、サービスを提供した際は、利用者からそのサービスに係る利用者負担額の支払を受ける。

2 事業所は、法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、利用者からそのサービスに係る共生型障害福祉サービス等費用基準額の支払を受ける。

3 事業所は、第2項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。また、費用の支払を受けた場合は、その費用に係る領収証を利用者に対し交付する。

4 サービス利用のキャンセルの申し入れがなかった場合には、下記のキャンセル料を受けることができるものとする。ただし、体調等の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合を除く。

- | | |
|-----------------------------------|-------------|
| (1) サービス開始予定時間の 24 時間前までに連絡を受けた場合 | 無料 |
| (2) サービス開始予定時間の 12 時間前までに連絡を受けた場合 | 当該基本料金の 10% |
| (3) 送迎者出発までご連絡がなかった場合 | 当該基本料金の 50% |
| (4) 送迎者出発後にご連絡・または無連絡 | 全額 |

（利用者負担額に係る管理）

第 16 条 事業所は、利用者の依頼を受けて、その利用者が同一の月に当事業所が提供するサービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、そのサービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額からそのサービス及び他の指定障害福祉サービス等につき法第 29 条第3項（法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定する。この場合において、当事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福

社サービス事業者等に通知する。

（訓練等給付費の額に係る通知等）

第 17 条 事業所は、法定代理受領により市町村からサービスに係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、その額を通知する。

2 事業所は、法定代理受領を行わないサービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第 18 条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- （1）喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- （2）指定した場所以外での火気を用いないこと。
- （3）事業所内の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害する行為をしないこと。

（利用者に関する市町村への通知）

第 19 条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- （1）正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- （2）偽りその他不正な行為によって訓練等給付費若しくは特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

（機能訓練の取扱方針）

第 20 条 事業所は、個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。

2 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支

援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。

3 事業所は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（通常の事業の実施地域）

21条 通常の事業の実施地域は、中新川郡立山町とする。

（緊急時等の対応）

第22条 従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合

その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録する。

4 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（主たる対象者）

第23条 事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、指定しない。

（虐待防止に関する事項）

第24条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために次の措置を講じるものとする。

（1）虐待防止に関する責任者を選定 虐待防止に関する責任者:串田 啓吾

（2）成年後見制度の利用支援

（3）苦情解決体制の整備

（4）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（5）虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（相談及び援助）

第 25 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境の把握に努め、利用者又は家族に対し、必要な相談および助言・援助を行う。

（連携）

第 26 条 事業所は、サービスを提供するにあたり、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2 事業所は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

3 事業所は、サービスを提供するにあたり、市町村、一般相談支援事業、特定相談支援事業との連絡調整に協力する。

4 事業所は、その事業の運営にあたり、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

5 事業所は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行う。

6 事業所は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行う。

（訓練）

第 27 条 事業所は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって機能訓練を行う。

2 事業所は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な機能訓練を行う。

- 3 事業所は、常時1人以上の従業者を機能訓練に従事させる。
- 4 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、当事業所の従業者以外の者による機能訓練を受けさせてはならないものとする。

（苦情処理）

第28条 事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速にかつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとする。
 - （1）苦情が有った場合は直ちに利用者等と連絡を取り、事情を聞き、苦情内容を把握する。
 - （2）担当者は、その場で対応可能なものであっても、即日、管理者と相談の上で、利用者に対応する。
 - （3）管理者は、担当者及び他の職員と苦情処理に向けた検討会議を行う。
 - （4）検討会議の結果を基に処理結果をまとめ、管理者は原則として翌日までに具体的な対応を指示する。
 - （5）苦情処理台帳に苦情処理結果を記載するとともに、職員間で情報共有を行い再発防止に繋げる。
 - （6）事業所は、富山県から求めがあった場合には、前項の改善の内容を富山県に報告する。
 - （7）事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力する。

（衛生管理等）

第29条 利用者の居宅内において、設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - （1）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - （3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実

施する。

（身体拘束等の禁止）

第 30 条 事業所は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会「身体的拘束適正化検討委員会」（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

2 事業所は、身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

3 事業所は、従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（職場におけるハラスメントの防止）

第 31 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

（業務継続計画の策定等）

第 32 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

（非常災害対策）

第 33 条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 3 事業所は、非常災害に備え、利用者及び従業者の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄する。

（掲示）

第 34 条 事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（個人情報の保護）

第 35 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3 事業所は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

4 事業所は、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

（情報の提供等）

第 36 条 事業所は、利用者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当事業所が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努める。

2 事業所は、当事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとししない。

（利益供与等の禁止）

第 37 条 事業所は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対してその事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 事業所は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

（成年後見制度の活用支援について）

第 38 条 事業者は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介等、成年後見制度を活用できるように支援を行う。

（協力病院について）

第 39 条 同一法人の藤木病院を協力病院とし、提供時間帯を通じて事業所の営業日毎に利用者の健康状態の確認を行い、提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図るものとする。

（記録の整備）

第 40 条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、サービスを提供した際は、サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録し、サービスを提供した日から 5 年間保存する。

（会計の区分）

第 41 条 事業所は、事業所ごとに経理を区分するとともに、共生型障害福祉サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分する。

（その他運営に関する留意事項）

第 42 条 事業所は、従業者の資質の向上のために、研修（利用者の人権の擁護、虐待の防止等に関する研修及び利用者の障害の特性に関する理解を深めるために必要な研修を含む。）の機会を次のとおり設ける。

（1）採用時研修 採用 3 ヶ月以内

（2）継続研修 年1回

2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人財団恵仁会と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年 9月 1日から施行する。

※)事業開始以降、運営規程を変更した場合は、規程変更の施行日を定める附則を、変更すること、ここに追加して記載するものとする。